

# 註釈『イギリス史10講』（上）

——または柴田史学との対話——

近藤和彦

## 1. はじめに

2013年12月に『イギリス史10講』を公刊した。先史から今日にいたる「イギリス」という政治社会の通史の試みである。British Islesの歴史をめぐって研究の拡大と深化は近年著しく、そのことを反映させた研究案内は、先に科研グループ11名の共著／協業により『イギリス史研究入門<sup>(1)</sup>』として公にすることができた。しかし、それとは性格の違う仕事として、新しい研究を反映した通史を一人で、また一つの歴史叙述の作品として岩波新書で著述しようとする事自体が、大胆な企てであった。

この企画は「あとがき」に記したように、また既刊の『ドイツ史10講<sup>(2)</sup>』にも述べられているように、柴田三千雄（1926～2011）の提案によって始まった。1997年7月3日、岩波書店における最初の会合で柴田が配布したレジユメの中ほどに、こうある。<sup>(3)</sup>

[前略]

年代的記述を基本的枠組とし、テーマ的記述を折衷的に入れる。おそらく構成上の最も困難な問題。整然とした年代的な教科書的叙述と、多様なスパンをもつ諸インスタンスをいかに組み合わせるか（たとえば長いスパンをもつ自然的条件、家族、人口。短いスパンの国際関係、交通、政体）。しかし、この複合が現在必要な歴史意識。

一国史のみの孤立した記述とせず、地域世界・比較史的観点を入れる。

[後略]

こうした著作が容易なことではないと重々承知のうえで、「しかし、この複合が現在必要な歴史意識」という体言止めで段落を終える、やや破格の構文である。「この複合がいま必要だ」という判断と、「そのように複合した歴史意識こそが課題だ」という主張が結合したこの文の勢いにこそ、困難性とそうした課題への思い入れが現れていたともいえる。柴田自身の『フランス史10講<sup>(4)</sup>』は彼が80歳になる年の5月に刊行された。

柴田は1926年、大正の最後の年に生まれ、旧制東京高校、東京帝大を卒業して、マルクス主義史学と西洋史リベラリズムの真ん中で育った。東大アカデミズムを代表具現するような存在であった。<sup>(5)</sup> 近藤は1947年、日本国憲法の年に生まれ、地方の新制高校、東京大学を卒業

して、マルクス主義史学の残映を垣間<sup>かいま</sup>み、むしろ西洋史リベラリズムとアカデミズムの現代版を十二分に享受した<sup>(6)</sup>。20世紀の後半に21歳の年齢差がもたらす歴史意識の相違は大きい。柴田のフランス像とフランス経験（1962年から2年間、パリに滞在）、近藤のイギリス像とイギリス経験（1980年から2年間、ケインブリッジに滞在）も異なる。ルイ14世以来のフランス人およびフランス研究者がもつ六角形の「美<sup>うま</sup>し国」（王国でも共和国でもその礼讃はあまり変わらないかにも見える）のイメージは、近年もろもろの領域で修正されているにもかかわらず、その残映は長く色濃い。それは柴田の友人、二宮宏之（1932～2006）においても同様、あるいはむしろ強かったかもしれない<sup>(7)</sup>。

政治社会（political society）という語は柴田も用いるが（二宮は用いない）、わたしはこれをナショナルな枠組をこえて、かつ可変的な広がりの中で、アイデンティティと秩序のありかたに注目して使ってきた<sup>(8)</sup>。これは『イギリス史10講』の最初のページ（p.3）から用いているが、また「国内・海外を問わず——いや近隣、国内、ヨーロッパ、合衆国、英連邦、そして地球世界との関係のいずれであれ」（p.301）想定することができる概念である。別の文脈では、「イギリス人は過去と現在ばかりでなく将来にわたって、連邦制、複合性、多様性を守り続けるだろう。本書の課題の一つは、これを歴史的に説明することにある」（p.9）といった言い換えで同じことを表現している。

こうした観点で先史からサッチャ、ブレア後の今日まで見わたすことが、自らに課した課題であった。先史、古代、中世については、初めから勉強しなおす必要があった。だからといって、近世、近代、現代のほうが容易だったわけではない。また岩波新書という体裁上、本文中に研究者名や書名などを示すことはできるが、註でいちいち議論の根拠を明記することはできない。実際の『イギリス史10講』は本文だけでも300ページを超過することになり、参考文献表はなく、索引も4ページきりの窮屈なものにせざるをえなかった（入稿前の予定では仕上がりで全272ページという了解だった<sup>(9)</sup>）。本書は近年の研究成果をふまえ、ときには史料を分析し、信頼できるレファレンスで確認しながら書いているのに、それらをどこにも明記しないのは著者として誠実ではないし、読者としても不満が残るだろう。ちょうど『立正大学大学院紀要』の執筆の機会を与えられたので、通常の註や参考文献表よりは立ち入って、独立した註釈にしたいと考える。

叙述の順としては、以上の緒言（第1節）に続いて、第2節で既刊の坂井榮八郎『ドイツ史10講』、柴田三千雄『フランス史10講』との共通了解と、それにもかかわらず明らかな相違点を述べ、第3節では『イギリス史10講』の個別具体的な論点について、不十分だったり割愛した箇所を中心に、根拠をあげつつ明らかにしてゆこう。ただし、紙幅と時間の制約のため、今号（上）は第4講までとする。

## 2. 『10講』という企て

『10講』の共通了解とは、一人の著者が通史を執筆し新書1巻に収めること、全10講で構成し、政治社会史を中心としたスタンダードな年代的記述を基本とし、これに経済、社会、文化、思想などのテーマを「折衷的に入れる」ということであった。これに加えてドイツ・フランス・イギリスの場合は、ほぼ第3講までで中世を終え、第4講はほぼ16世紀（大航海、イタリア戦争、宗教改革、主権国家）をあつかい、以後、近現代史を重視した叙述とするということである。<sup>(10)</sup> マルク・ブロックの「現在による歴史の理解、歴史による現在の理解」という歴史学の根本に立ちかえる姿勢が含意されていて、柴田レジュメにいう「折衷」／「組み合わせ」のしかたは、著者の「力わざ」にまかせられた。また一国史でなく「ヨーロッパ地域世界のなかの\* \*」という観点は、ほとんど自明の原則とされた。

以上の了解については3巻ともに堅持されているが、結果的に次のような相違点も生じた。第1に『ドイツ史10講』『フランス史10講』はともにローマ帝国の限界／終わりから筆を起しているが、それではランケの国民国家の系譜、あるいは19世紀的な国民史（各国史）がほとんど論点を先取りして組み込まれることになろうとわたしは考えた。あえて先史の氷期から始め、グレートブリテンとアイルランドの区別もなく、ブリテン諸島が文字どおり大ヨーロッパ半島の一部であった時期から筆を起すことによって、最後のヨーロッパ連合（EU）の形成も見えやすくなるだろう。だからといって、広義の「ローマ後」／「亜ローマ」のキリスト教共同体、ラテン語文化、そして人文学、エラスムスの世界といった歴史的経験の意味を軽んじようという含意はない。

相違点の第2は、長い16世紀（大航海、宗教改革、<sup>ステイツ</sup>諸国家システムの時代）から始まる約300年間を、わたしは「近世」という時代として独立させ、固有の近代（長い19世紀）とは区分する点である。柴田の場合はいったん「初期近代」という表現をとったうえで、まもなく「近世」という語に移行する。<sup>(11)</sup> ずいぶん前に柴田は、時代区分の大枠は、まず古典的な古代と、今／近代があって、その両者を対照した時代認識、そして中間のよく分からない時代を中世（英語では Middle Ages）と呼んだときからの「3区分」でゆくべきだ、と明言していた。『フランス史10講』ではその3区分が大前提だが（「16世紀から「近代」がはじまるのである」p. 69）、しかしまた「「近世」の世界体制のなかで、何がフランスでおこるのか」（p. 71）といった問いも立てられていた。<sup>(12)</sup> わたしは16～18世紀の人文学者やフィロゾフのように古典古代を基準にものごとを理解しようとは考えないし、またエラスムスとニュートンとアインシュタインを同じ「近代」にくくって論じることはできないという立場である。

とはいえ、柴田も坂井も大きな3時代区分のなかで現実的な調整を加えながら論述してい

るので、この第2点は決定的な差異というほどではないだろう。

第3に、柴田のいう「ヨーロッパ歴史世界のなかの\*\*」という捉え方は共通理解の基本でもあり、坂井もわたしも強調している。だが、それはナショナルな／国家の堅い枠組を措定したうえで相互の比較や交渉を考察すれば済むのだろうか。さらに、もし非ヨーロッパとの関係や非ヨーロッパから到来する人びとがよく見えない叙述だとすると、はたしてそれは「現在必要な歴史意識」といえるだろうか。今日のフランスでもドイツでも移民労働者やその家族のもたらした文化の統合／排除が鋭角的なイシューとなっている。イギリス史では相対的に早くから、ヨーロッパ＝コネクションと大西洋コネクションのどちらが重要か (p.9) といった点が議論されていたこともあり、執筆の最初からこうした論点を意識せざるをえなかった。本書の巻頭から「ロンドンやグラスゴウの街角に立ってみれば、このことは紛いようもない」(p.9)、また「イギリス史の複合性と海の連関を重視する」(p.5) と記したのは、そのためである。

第4の相違点は、国民性や国民史の型を想定して議論をそこへ収斂させるかどうかである。柴田の『近代世界と民衆運動』<sup>(13)</sup>は、当時は Wallerstein にも影響されて、講座派≒コミンテルンの型と段階論(のソフト版)から離れ、同時代の構造、広域的な仕組を浮き彫りにしようとする意志が明らかな力作だった。そうした観点は、「フランス革命とヨーロッパ」『岩波講座 世界歴史』18 (1970) や『フランス革命』(岩波セミナーブックス、1989;岩波現代文庫、2007)、そして『フランス史10講』でも連続しているとみられる。節目節目に柴田が挿入する日本史へのコメントは、幕藩体制や明治維新を世界史のなかで論じたいという意志表示でもある。だがまた「フランスという例外」ないしは二つの共和主義を論じる箇所<sup>(14)</sup>では、ナショナルな政治文化の型 (specificum) に関心が収斂するかにみえる。

ある会合で——『フランス史10講』の合評会(2006年7月16日)だったか——柴田はたいへん上機嫌に「講座派はおもしろいけれど間違っている。労農派は正しいけれどつまらない」と口にした。柴田は大塚久雄、高橋幸八郎、そして歴史学研究会、土地制度史学会(以上、講座派)に決定的な影響を受けつつもやがて距離をたもち、また林健太郎、河野健二といった非主流の労農派から格別に目をかけられていた。フランスの歴史学だけでなく英語圏の研究にも目配りをしていた柴田は、講座派マルクス主義史学の内部に留ることはできなかった。

### 3. 個別的な論点と根拠

以下では、『イギリス史10講』で不十分だった叙述や割愛した論拠などを補ってゆこう。

図表出所一覧 (vi) では、編著者名は苗字だけで、単著も編著も区別せず、(ed.) を省き、刊行物のタイトルは頭の冠詞を省くといった具合に切り詰めた表記とした。行数を減らし、

すこし余裕をもって1ページに収めるための苦肉の策であるが、実際にOPACなどで検索し同定するにはこれで十分であろう。

各講の扉の裏に**略年表**を掲げ、時代を大きく見渡すのは他の『10講』のスタイルと同じである。歴史とは王の系譜ではないから、すべての王の名と在位年を記す必要はない。それにしても時代の公共性を代表具現した王(在位年)、18世紀からは首相(在職年)、そして秩序とアイデンティティを激動させた戦争は明示したい。略年表と巻末の選択的な**索引**から、この本の柱と梁がみえてくるだろうか。窓として充実した索引、さらに図版一覧もあれば良かっただろうが、スペースの問題であきらめた。逆に、本文中に簡潔に(p. \*)といった参照ページを挿入して、説明不足になりがちな事実の連関をすこしでも示すことができた。これによって(意図せざる効果であるが)、それぞれの時代の人びとが歴史を振りかえり参照しながらそれぞれの与件を熟慮し、過去と現在を往還しつつ時代を生きたことを示唆でき、また読書の行為においてもこれを擬似的に体験していただけるかもしれない。

## 第1講

3-5ページ 第1講の書き出しは、推敲すること数度ならず。この箇所の論拠、参考文献を註に列挙することは、ほとんど無理である。「本書のもくろみ」は本文に述べたとおりだが、これを言い換えるなら、近代歴史学による全体史的／構造的な把握への意志を継承しつつ、その「国史」的な発想に代わるものを企図している。たとえばマルクス、ヴェーバ、大塚久雄といった人びとからその分析的で構築的な意志と営みを学びつつ、しかしその近代主義／西欧中心主義／定向進化、それらと不可分の生産力主義と国民主義を批判する——その継承的批判であり、批判的継承である。この難題は可能だと信じる。

マルクス主義や近代主義にたいする批判はとっくの昔から提言されていて、掃いて捨てるほどあると言われるかもしれない。だが、攻撃しやすいカカシを作りあげて、それをコテンパにやっつけてみせて悦にしているのは、「マッチ・ポンプ」か大道芸に等しい。そうした行為にわたしは辟易している。また、近代の大きな story にたいする実証的歴史学による個別の批判／修正は枚挙にいとまないが、いわばニュートン物理学にたいするアインシュタイン、そして量子力学のように、とって代わるべき学問体系、革新的な方法と歴史像を描いてみせた作品は、あまり知らない。「社団国家-名望家国家-国民国家」といった枠組で世界近代史をみる『近代世界と民衆運動』がその一つの試みであった。しかし、そのイギリス史の部分は実証的に問題をはらんでいた。1980年にケインブリッジの学寮に荷を解いて以来、わたしは読書だけでは経験できない、堅実で奥の深い修正主義の洗礼をうけた。

『イギリス史10講』は研究者名や著作名が示されている場合もそうでない場合も、もろもろ

の方がたのお顔とお仕事を念頭に浮かべ、仮想の討論をしながら書き進めた。本書はわたしが接しえた歴史的事実および研究とくりかえした対話の産物である。Historia とは調べてえられた知、というのはジョン・ルカーチに促されて確認した事実である。<sup>(15)</sup>「言語論的転回」で転げ回っている人びとの history/herstory は彼ないし彼女の「語り／騙り」でしかないかもしれないが、学問的な history は調べ、再調査 (re-search) して裏をとった知識にもとづいて構成されている客観性にたいする参加行為である。これはまた、「説明責任」の段 (p. 207) でもしたためたとおり、記録／明細を挙証しつつ申し開きのできる話であり一部始終である。英語なら account と一言で表現できる事柄が、日本語では限定的な単語を連ねてようやく伝わる場合がある。「／」とルビを多用したのは、そうした日本語事情への対応である。

「アイデンティティと秩序のありかたに注意しながら、できるだけ具体的なイメージの浮かぶように述べたい」(p. 3) という方針に相違はない。そうした「本書のもくろみ」を凝縮的に示すのは、巻末の索引項目ではたとえば「王位の正当性」「国のかたち」「グローバル化」「公共精神」「公共善」「コモンウェルス」「古来の国制」「ステイツマン」「秩序問題」「チャリティ」「民間公共社会」「モラル哲学」「礫岩」などである。また既刊の2つの『10講』ではほとんど触れられなかった、言語および文芸作品、すなわちイギリスの場合なら古英語以来の英語史、聖書、シェイクスピア、そして文芸作品、映画にも言及したいという強い思いは最初からあった。これは「一般読者へのサービス」というよりも、むしろ形成され構築されてきた歴史を語るにあたって、言語と作品の歴史性に触れないまま済ませることはできないと考えたからである。

5-10ページ 小見出「イギリス・ブリテン諸島・英国」および「連邦国家・複合社会」については本文のとおりで、緒言としては十分かと考える。

10-15ページ 先史とケルトについて、近代的な imagination/invention には疑問を呈する。p. 15に言及した文献は、B. W. Cunliffe (ed.), *The Oxford Illustrated History of Prehistoric Europe* (OUP, 1994); Peter Salway (ed.), *The Short Oxford History of the British Isles* (この11巻シリーズを以下では SOHBI と略記する), I: *The Roman Era* (OUP, 2002). また青少年むけの K. O. Morgan, *The Young Oxford History of Britain & Ireland* (OUP, 1998) は図版の多い良書である。

なお Skara Brae (Scara Bray), Brodgar, Stenness をはじめとするオークニ島の新石器時代遺跡群について、最初の本格的研究者がエディンバラ大学の Vere Gordon Childe (1892~1957) だったという事実は、恥ずかしながら別途『岩波世界大人名辞典』(岩波書店、2013) でチャイルドの項目を執筆中に、ようやく知った。*Past & Present* 誌の創立メンバーでもあったゴードン・チャイルドを記念する国際集会 (そして call for papers) がある、応募しない

か、と1990年ころのある夜、電話でもちかけてくださった二宮宏之の声を思い出しながら、この部分の稿を修正した。

また Celtic fringe という用語は Michael Hechter, *Internal Colonialism: The Celtic Fringe in British National Development* (U. of California Press, 1975) 以来、日本でも普及しているが、これはむしろ19世紀末にチャージされた語として慎重にあつかう。「ケルト復興」「ゲール文化復興」についても同様である。

## 第2講

19ページ カエサル (近山金次訳) 『ガリア戦記』(岩波文庫、1964)。

20ページ イケニ族の Boudicca/Boadicea、カレドニアの Calgacus の反乱／反撃を近代ロマン主義的、ネイション主義的に礼讃する観点は採らない。

20-25ページ このあたりの叙述は Salway, *SOHBI*, I; 南川高志 『海のかなたのローマ帝国』(岩波書店、2003); Peter Salway (南川高志訳・解説) 『古代のイギリス』(岩波書店、2005) に助けられている。Vindolanda 遺跡についてはその名の公益団体があり、ウェブページも充実している。その木簡は The British Museum (以下、BM) が所蔵し、次のページから見るができる。[http://www.britishmuseum.org/explore/online\\_tours/britain/our\\_top\\_ten\\_british\\_treasures/the\\_vindolanda\\_tablets.aspx](http://www.britishmuseum.org/explore/online_tours/britain/our_top_ten_british_treasures/the_vindolanda_tablets.aspx)

25-29ページ 5世紀～8世紀の旧称「アングロサクソン期」については、Thomas Charles-Edwards, *SOHBI* II: *After Rome* (OUP, 2003) にしたがって、その書名のとおりに「ローマ後」あるいは post-Roman (*ibid*, p. 61)、さらに「亜ローマ」sub-Roman (*ibid*, p. 194) といった時代名称を採る。ローマ帝国の政治支配は後退しても、すでに異種混交とローマ=ブリテン複合は定着し、根は張っていた。さればこそ、ローマ政治の後退したあとにローマ教会が受け入れられ、しかもかつての属州だけでなく諸島全体におよぶ勢いをえた。亜ローマという語は便利なので、後段でも用いる。参照しているのは、Peter Brown (後藤篤子編訳) 『古代から中世へ』(山川出版社、2006); 佐藤彰一 『ポスト・ローマ期フランクの研究』(岩波書店、2000); そして東京大学大学院 (西洋史) におけるいくつかの修士論文である。

古英語の成立、古英語を話す「イギリス人」の出現は、イギリス (England / Britain) という国の形成に先だつ (p. 27) というのは重要だが、常識になっていない事実である。英語史については標準的な Henry Bradley (寺澤芳雄訳) 『英語発達小史』(岩波文庫、1982); 寺澤盾 『英語の歴史』(中公新書、2008); そして *The Oxford English Dictionary* (以下 OED と略記) によるが、わたしは近世英語 (EME) と近代英語 (ModE) を区別する。また歴史的人物については全時代にわたって *The Oxford Dictionary of National Biography* (以下

ODNB と略記) による。英語版の Wikipedia も有用である。

30-32ページ 8世紀末からの叙述は基本的に Wendy Davies (ed.), *SOHBI*, III: *From the Vikings to the Normans* (OUP, 2003) によるが、アルフレッド大王、エドガ王については John Cannon & Ralph Griffiths (eds), *The Oxford Illustrated History of the British Monarchy* (Guild Publishing, 1988) により補う場合がある。

32-33ページ 973年のエドガの戴冠式に関連して、より広くヨーロッパ史における王／帝の戴冠式(塗油の礼)の意味、王位の正当性<sup>(16)</sup>について考えてみた。この問題について早くは江川温「中世ヨーロッパ世界」<sup>(17)</sup>から示唆をえていたのだが、今回は、上掲 Cannon & Griffiths (eds), *Monarchy* による中世の各王の戴冠式の記事; Pauline Stafford, 'Kings, kingships, and kingdoms', in *SOHBI*, III: pp.11-39; そして P. E. Schramm, *Geschichte des englischen Königtums im Lichte der Krönung* (Böhlau, 1970) やヴェーバ、カントローヴィチなどを参照しつつ<sup>(18)</sup>、① ② ③の3要件に再整理した。そのうえで王位の正当性の要件を中世、近世はもちろん、近現代にも適用して、名誉革命やジャコバイト、そして1936年の王位継承危機まで解釈してみた。血統主義か選挙王制かは排他的な二者択一なのか、あるいは「神の加護により」by the grace of God なる表現のアクチュアルな意味はいかに。時代を通して執筆したことにより、こうした枢要な問題について納得のゆく見通しがえられた。

35-37ページ エマ妃については *Encomium Emmae Reginae*, ed. by Alistair Campbell, supplementary intro. by Simon Keynes (RHS, 1998). この11世紀史料の重要性は、[http://en.wikipedia.org/wiki/Encomium\\_Emmae\\_Reginae](http://en.wikipedia.org/wiki/Encomium_Emmae_Reginae) でも議論されている。図2-3「献呈を受けるエマ妃と王子たち」は知る人ぞ知る絵で ODNB も用いる。ウェセクス家(イングランド)とデンマーク王家とノルマンディ公家を結ぶキーパーソンとしてエマ(エンマ)と息子たち、エドワード証聖王と妃イーディスを考察するのは Pauline Stafford, *Queen Emma & Queen Edith: Queenship & Women's Power in Eleventh-Century England* (Blackwell, 1997). 小澤実「北洋のヨーロッパ」『辺境のダイナミズム』(岩波書店、2009). だが、この関連で『デンマーク王子ハムレットの悲劇』に論及する文献は未見(pp. 37, 111)。

38-39ページ ニシンの漁期については、Hirokazu Tsurushima, 'The eleventh century through fish-eyes', *Anglo-Norman Studies*, 29 (2007); 鶴島の執筆による、近藤編『イギリス史研究入門』, p. 62; 木畑洋一・秋田茂編『近代イギリスの歴史』(ミネルヴァ書房、2011), p. 24はいずれも簡潔すぎるが、エッセンスは伝わる。海峡の北と南でニシンの漁期が相違するというのが、1066年9月のノルマンディ軍の渡海作戦のポイントだろう。なお周知の雄弁な史料「バイユのつづれ織り」について、やがて鶴島の仕事が公にされると聞いている。

### 第3講

43ページ ウィリアム征服王の戴冠式についても、①王位の連続性、②全国的な〔賢人たちの〕合意、③神の加護を指摘した。征服王朝／海峡をまたぐ王朝という観点では、David Bates, 'Writing a new biography of William the Conqueror', in *State & Empire in British History: Proceedings of the Fourth AJC*, ed. by Kazuhiko Kondo (2003); Bates, 'Kingship to 1160', in Barbara Harvey (ed.), *SOHBI, IV: The Twelfth & Thirteenth Centuries* (OUP, 2001), pp. 69-98.

45ページ 野良の豚 (swine) と食卓の豚肉 (pork, bacon) の対照にあたって原稿では豚を pig としていた。しかし *OED* によれば、古英語は *picga* という語形で子豚 (the young of swine) を指したということなので、いかにも古英語らしい *swine* に改めた。中学1年の冬に高石公平と一緒に辞書をみながら、豚にも pig, hog, swine と異なる英語があると発見して大笑いしたことを思い出しながら書いた。こうした対照のおもしろさを再び示唆してくれたのは John Morrill in *Migration & Identity in British History: Proceedings of the Fifth AJC*, ed. by David Bates & Kazuhiko Kondo (2006), p. 2.

Anglo-Norman 複合および政治社会の連続性については Davies (ed.), *SOHBI, III*; Harvey (ed.), *SOHBI, IV*. 「長い12世紀」という概念について、また南イングランドのヨーロッパ中心への統合傾向について、*SOHBI, IV* に所収の Harvey や Bates の叙述にしたがう。

46ページ Ken Follett, *The Pillars of the Earth* [この世の柱石], 1989は日本では『大聖堂』と訳されている。DVD 化もされた歴史ドラマであるが、海峡をまたぐ王朝における王位継承の正当性をめぐる争い、聖職叙任権闘争、海難事故が重なり、ゴシック様式の教会建築の鍵となる尖頭アーチと飛梁 (flying buttress) のノウハウを知る職人集団、森に住む魔女もからみ、劇的に展開する。

49-50ページ Thomas Becket とヘンリ 2 世については、Peter Glenville 監督の映画『ベケット』(*Becket*, 1964) があり、Richard Burton と Peter O'Tool が主演する。Anthony Harvey 監督の『冬のライオン』(*The Lion in Winter*, 1968) に先行した名画である。海峡をまたぐ／ブリテン諸島の礫岩君主ヘンリ 2 世の重要性は強調してしすぎることはないが、彼に負けず劣らぬベケットおよびエレナ妃という存在の迫力について、この2つの名画を前にするとわたしの筆はむなしい。

ノルマン朝、そしてアンジュ朝の人間ドラマは *ODNB* と E. B. Fryde et al., *Handbook of British Chronology* (CUP, 1986) の該当箇所によって裏づけられるが、その簡要な点は John Cannon, *Oxford Companion to British History* (OUP, 2002—以下、必要な場合は *OCBH* と略記); Juliet Gardiner (ed.), *The Penguin Dictionary of British History* (Penguin, 2000—

以下、必要な場合は *PDBH* と略記) でも確認できる。なおアンジュ朝の版図について、R. F. Treharne & H. Fullard (eds), *Muir's Historical Atlas: Medieval & Modern* (Philip & Son, 1969), p. 17により、1152~74年ころのものを簡略化して示す (図3-2)。SOHBIシリーズではなぜかアンジュ朝、12-13世紀の家産領域の地図は示されないまま、百年戦争中の地図がRalph Griffiths(ed.), *SOHBI, V: The Fourteenth & Fifteenth Centuries* (OUP, 2003), p. 160に掲げられるが、これは Cannon & Griffiths, p. 180の地図を複製したものである。

51-53ページ G. R. C. Davis (城戸毅訳) 『マグナ・カルタ』 (The British Library, 1990) は40ページの冊子だが、多くの写真とともに懇切な訳者注が加えられ、有益である。マグナ・カルタからヘンリ3世期の文書主義、合法主義に裏づけられた行政システム (bureaucracy) の発達について、さすがヴェーバも『支配の社会学』<sup>(19)</sup> で指摘している。だが、こうした現象とオクスブリッジ両大学への人材需要、そして clerk という語の中近世的意味合いとの関連は、すでにだれかが指摘しているのか、不明にして知らない。

53-54ページ Simon de Montfort (これを Simon Schama がサイモン・ドモントフォートと読むのを聞いて仰天した) における community of the realm と血なまぐさい結末の意味は、イングランド憲政史だけを見てはわからない。「長い (長すぎる) 12世紀」(1066~c.1280) の海峡をまたぐ/ブリテン諸島のアイデンティティ問題は、エドワード長脛王 (the hammer of the Scots) のアグレッシヴな能力によって、中世の秩序問題の頂点へと登りつめる。スコットランド独立戦争について Scottish nationalism の立場を採らないのは、百年戦争について English nationalism の立場を採らないのと同じである。

基本文献は Griffiths (ed.), *SOHBI, V*。なおまた *OCBH*; *PDBH* とともに、朝治啓三・渡辺節夫・加藤玄編『中世英仏関係史:1066-1500』(創元社、2012) はノルマン征服からアンジュ朝、百年戦争の諸問題を整理して有用である。

「エドワード1世の議会」というプロパガンダ絵 (扉図は p.41、本文は pp.58-59) はカラフルで、グレートブリテン島の聖俗の統合の表象としておもしろいが、これはヘンリ8世の類似のプロパガンダ絵と並べて検討すべきテューダ期の作品 (invention) である。Enoch Powell & K. Wallis, *House of Lords in the Middle Ages* (Littlehampton, 1968); Cannon & Griffiths (eds), *Monarchy*; Morgan, Young, pp. 132, 178.

59ページ アーサ王と騎士の物語は、アンジュ朝が「ケルト」の落ち武者の口承を横領して、イギリス創生神話と現王朝の正当性を語りあげることに成功した、まさしく歴史的 appropriation/representation の見本といえる。

60-63ページ 百年戦争について、その戦後/近世のフランス王国、イングランド王国から時代錯誤的に遡及して、一義的に王位継承の正当性をめぐる紛争として説明しようとする

と、高校世界史のようになる。『フランス史10講』の刊行後だが、わたしの場合は城戸毅『百年戦争』（刀水書房、2010）——およびそれに先だつ紀要論文——、加藤玄との個人的質疑応答、また最終的に朝治ほか『中世英仏関係史』があったので、はるかに議論は見えやすくなった。シェイクスピア史劇の相対化、ワインに真実あり（In vino veritas）という『イギリス史10講』でくりかえすモチーフをここでも明示できた。ただし、『フランス史10講』が苦慮していたジャンヌ・ダルクをめぐる民衆的信仰心と奇跡については棚上げしている。

1199年、Saint-Émilion 村にたいするジャン公（ジョン王）の特許状にもとづく La Jurade の葡萄祭については、註記するようなウェブページがある。<sup>(20)</sup>

65-67, 99-100ページ 1300年ころの繁栄、黒死病による人口動態の危機、14世紀以後の社会経済と王制の対応といった論点は、20世紀前半の歴史学の花形テーマだったが、わたしが大学に入学する1966年までに社会経済史の主戦場は近世・近代へと移行していた。全ヨーロッパ的な価格史の蓄積があったからこそ、151ページ（図6-2）の礎である Fernand Braudel & Frank Spooner, 'Prices in Europe from 1450 to 1750', in *Cambridge Economic History of Europe*, IV (CUP, 1967) のような国際共同研究が成立したのである。

66ページ 自分で書いておきながら、1381年6月15日の農民たちが Wat Tyler の刺殺を知って羊のように解散したことについて、納得できないままである。さらにロンドン市長 William Walworth が刺殺の功により騎士に叙勲され、出身同業組合 Fishmongers の館にある肖像画がその剣とともに描かれて、ホーガースの『勤勉と怠惰』の銅版画連作（1747年）にも絵中絵として登場するといった歴史的心性は、わかりにくい。逆に19世紀末のモリスが甦らせた When Adam delved and Eve span, who was then the gentleman? という John Ball の問いと夢（p.242）のほうか、訴えるものがある。

68-69ページ 1500年までにオクスブリッジで創立された学寮の数は、黒死病の到来（1348）の前後に分けると、Oxford は前7、後3；Cambridge は前3、後8となる。

建築史については Nikolaus Pevsner, *The Buildings of England* (Penguin) の数十巻におよぶシリーズ——現在 *Pevsner Architectural Guides* (Yale U. P.) として最新改訂版が継続中——による。ここで言及する新井由紀夫の著書は『ジェントリから見た中世後期イギリス社会』（刀水書房、2005）。

#### 第4講

73-74ページ 近世の始まり／長い16世紀を「第1のグローバル化」とするのは、柴田と共通の世界史認識であり、一緒に編集執筆した『現代の世界史』、『新世界史』（山川出版社）の基本的枠組である。このポイントは、第1のグローバル化により「……国内秩序と国際

秩序が同時に編成される。グローバル化と表裏一体に諸国家システム<sup>ステイツ</sup>の時代に突入する」という論点である。ネオリベラルなグローバリズム観のようにナイーヴな見解を採ることは、Friedrich List (1789~1846) 以後の考える経済学者／経済史家 (p. 196) にとっては不可能である。

75-79ページ 「中世からの資産」として1500年ころの歴史的与件を大きく4つにまとめてみた。いちいち文献を列挙するのも愚かなほどである。ただし、資産の第1に関連して「ヨーロッパの人口枢軸」は、都市地理の M. C. Deurloo, et al., *Zicht op de Nederlandse Stad* (Unieboek, 1981), p. 126およびこれを1800年と特定する Jan de Vries, *European Urbanization 1500-1800* (Methuen, 1984) による。この地帯は、高橋進など政治学者によれば現代ヨーロッパにおける「マンチェスタ・ライン枢軸」と一致する。EEC / EU の機動力の歴史的根拠でもある (p. 280)。毛織物が中世から1802/3年まで輸出品の1位で、この年に綿製品に取って替わられることは、B. R. Mitchell & Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics* (CUP, 1971)。

資産の第2、国語ないし多言語分布について Davies (ed.), *SOHBI*, III, p.235; Griffiths (ed.), *SOHBI*, V, pp. 17-23; その地図 (4-2) は Patrick Collinson (ed.), *SOHBI*, VI: *The Sixteenth Century*, p. 280。

資産の第3、政治文化、公共性をめぐって、Jürgen Habermas (細谷貞雄訳) 『公共性の構造転換』(未来社、1994)。フォーテスキュにはいくつも版があったが、今日の校訂本では Sir John Fortescue, *On the Laws and Governance of England*, ed. by Shelly Lockwood (CUP, 1997) が良い。フォーテスキュによる dominium [jus] regale と dominium [jus] politicum et regale の対照をそのままタイトルにした H. G. Koenigsberger の教授就任講演 (1975) にはいくつか版があるが、最終的に彼の論文集 *Virtuosi & Politicians* (Hambledon, 1986) に所収。Res publica, commonwealth/commonweal そして public good および類似の語句について考える糧は、やはり OED である。このキー概念についての最初の示唆をえたのは、今井宏「コモンウェルスについて」『イギリス史研究』2 (1968) である。その今井宏も OED に依拠しているようだ。ケーベル先生とともに、Philosophie よりも Philologie のほうが多くをもたらすかもしれないと言っておこう<sup>(21)</sup>。そもそも OED の企画は The Philological Society の企画趣意書 (1859年)、そして Clarendon Press との契約書 (1879年) によって本格始動し、1884年から分冊で刊行開始したのだった<sup>(22)</sup>。

資産の第4、教会と信仰についてあまたある研究のサーヴェイとしては Rosemary O'Day, *The Routledge Companion to the Tudor Age* (Routledge, 2010) が有益。以下、第4講全体について、とくに文献・史料を挙げない場合は、これとともに ODNB; OCBH; PDBH を参照

している。長い16世紀のヨーロッパを概観しているのは、H. G. Koenigsberger, et al., *Europe in the Sixteenth Century* (Longman, 1989) および近藤和彦「近世ヨーロッパ」『岩波講座 世界歴史』16 (岩波書店、1999)。

81-85ページ Geoffrey Elton の主著は *Tudor Revolution in Government* (CUP, 1953); *The Reformation* (CUP, 1980)。彼の編集になる史料集は *The Tudor Constitution* (CUP, 1982)。ただしこれは表記を modernize する方式を採っているので、1533年上訴禁止法の *impire* は *empire* とされている。この点、歴史的表記を採るホールズベリの法律集成 *Halsbury's Statutes of England*, VI (London, 1929) : Stat. (1532-3) 24 Hen. 8, c. 12が文書学的にも教育的にもたいへん有用である。ちなみにわたしの最初の着想は *OED* の用例 (*empire* 1533, *imperial* 1534) をめぐって、1978-9年ころ、青木康との会話中にえた。*OED* が当時の小さい活字ながら歴史的表記により *impire* と印刷していたことが2人を刺激した。

82-83ページ 中世からの結婚の要件について、簡潔ながら O'Day, p. 271; Morgan, *Young*, p. 145。カトリック教会は離婚を認めないという (日本の教育界に浸透した) 思い込みの迷妄は、ルイ12世とジャンヌ妃の婚姻解消裁判 (1498) を扱った歴史小説、佐藤賢一『王妃の離婚』(集英社、1999) の刊行後にも、まだ払拭されていない。離婚後ルイ12世は、1499年にブルターニュ女公アンと再婚、1514年に (ヘンリ8世の妹) メアリと再婚した。

84-90ページ どちらかといえば1533年の上訴禁止法が決定的であり、34年の首長法 (國王至上法) はそれを補完する立法である。日本の教育界では理由なく反対に了解しているようだ。またヘンリ8世の重要な策はいずれも議会立法によって決められ、専制でなくフォーテスキュ的な *dominium regale et politicum* として実現してゆく。本文 (p. 85) で最近の研究として言及しているのは Diarmaid MacCulloch, *Thomas Cranmer* (Yale U. P., 1996)。修道院の収用と民間払い下げは、カトリック教会の虚飾を廃して家産国家の歳入源とし、また統治階級が利益を分有するにも有効な、絶妙の「改革」であった。こうしたエルトンのいう統治革命による主権国家／信教国家／名望家社会 (p. 88) の成立と、ブリテン諸島のアイデンティティ・秩序問題 (pp. 88-89) への対処にこそ、テューダ国家の命運がかかっていた。ただし、こうした理解にたいして、ローマカトリック≒地方の心性の観点から異議をとねえるのは Eamon Duffy, *The Stripping of the Altars: Traditional Religion in England c.1400-c.1580* (Yale U. P., 2005)。

はたして絶対主義 (absolutism) という山田盛太郎の語を今なお使い続けるのかというわたしの質疑 (pp. 89-90) に答えるのは、読者諸賢である。

93ページ 「血まみれメアリとその伝説によってこそ、イングランドの国民は確信的プロテスタントになった」のだが、それに留まらず17世紀、18世紀、19世紀にも「プロテスタ

ント国民」という伝説が再生産される。

94ページ エリザベス女王とその忠臣の「中道 (via media)」という選択が、16世紀の諸国家の闘技場においてどれほど実際的で賢明だったか。ともするとこのことを認知しないピューリタン原理主義史観が日本の教育界に浸透してきた。また日本の「民主勢力」のなかで、矢内原忠雄・大塚久雄的な「無教会派」≡長老派的インテリ聖書主義クリスチャンは長らく隠然たる影響をおよぼしてきた。これは17世紀の長老派の独善を容れる迷妄の説にもつながる。なお John Knox の男尊女卑が彼の個性にすぎないのか、当時のピューリタン一般の属性なのか、わたしも知りたい。

議会の議事日録、1559年1月30日の項は *House of Commons Journals*, I, p. 53. 「、等 (, etc.)」問題 (pp. 95-6) については、Fryde, et al., *British Chronology*, p. 40 n に指示されている Maitland の論文による。近藤和彦編『長い18世紀のイギリス—その政治社会』(山川出版社、2002) pp. 29-30でも既説。

Mary Stewart/Stuart についてローマカトリックの立場から、あるいはスコティッシュの立場から愛着をこめた伝説が語られることもあるが、学問的にはナンセンスである。

99-100ページ 16世紀の大航海について越智武臣編訳『大航海時代叢書：イギリスの航海と植民』I・II (岩波書店、1983-85)、また大塚久雄『近代欧州経済史序説 (上)』(時潮社、1944) は戦後史学のもっとも重要な刊物の中に含まれる。岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』(御茶の水書房、1961) は、エリザベス期の職人規制法が18世紀までに機能転換して労働者保護法といった性格をもったこと、これを法的根拠として援用した1756年のマンチェスタにおける労働争議に臨んで巡回判事フォスタが決定的な説示 (charge) をおこなったことを明らかにし、学部5年生のわたしの歴史的な好奇心を刺激した。

The poor law (貧民の対策を講じる法) を日本では伝統的に「救貧法」と訳してきた。これは家父長的ないし社会政策的な発想を忍ばせた表現なので、可能なかぎり避けたい。貧民問題は近世・近代の地域行政の第1のアジェンダである。cf. W. E. Tate, *The Parish Chest* (CUP, 1969); 近藤和彦「聖俗の結合」、吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市』4 (東京大学出版会、2010) 所収。Parish register を教区簿冊と訳す先例もあるが、教区ボサツではまるで仏様のように響きが悪い。文字どおりの教区登録簿という訳語をわたしは採る。「福祉の複合体」を説くのは Joanna Innes, 'The mixed economy of welfare', in *Charity, Self-interest & Welfare in Britain*, ed. by Martin Daunton (UCL, 1996). だが、そのイニスも、行政と民間の二本柱の法的根拠が1601年の2つの法だったことまでは指摘していない。

102, 109, 124ページ アイルランドの Old English 問題、およびプロテスタント植民 (New English) 問題は16世紀から17世紀へと連続する。これをブリテン諸島問題として考察

したのは Brendan Bradshaw & John Morrill (eds), *The British Problem: 1534-1707* (Macmillan, 1996); Alexander Grant & K. J. Stringer (eds), *Uniting the Kingdom?* (Routledge, 1995) で、両者あいまって研究史を画する意味があった。

103-4ページ 劇場国家のエリザベス女王、ルネサンス君主としての彼女の所作については Clifford Geertz, 'Centers, kings and charisma', in *Culture & its Creators*, ed. by J. Ben-David & T. N. Clark (Chicago U.P., 1977); *ODNB*; *OCBH*; *PDBH* による。

105-10ページ William Adams および「ぜめし帝王」について、東西交渉史における村川堅固以来の蓄積があるが、現時点での研究水準を示すのは『対外交渉史総合年表』（吉川弘文館、1999）。さいわい「異国日記」については『影印本 異国日記 金地院崇伝外交文書集成』（東京美術、1989）、そして『大日本史料』12編11（東京帝国大学、1908）があり、なお東インド会社の発信控えは、G. Birdwood (ed.), *The Register of Letters &c. of the Company of Merchants of London trading into the East Indies, 1600-19* (London, 1893) にあり、研究の条件は整っている。わたし自身の科学研究費補助金基盤研究（B）<sup>(23)</sup>でも初期的な研究をおこなった。

なお、三浦按針（William Adams）を近世の人びとがどう呼んでいたかという問題が残る。引用史料（4-5）にはあんじ／アンジという表記だけみえて、「あんじん」という表記および漢字は用いられていない。木村直樹『〈通訳〉たちの幕末維新』（吉川弘文館、2012）とも考えあわせると、按じる司＝通詞という意味がこめられていたことは明らかで、按針という漢字表記自体を考えなおさなければならないかもしれない。

108-12ページ ジェイムズ6世／1世について、旧来の教科書のような絶対主義君主でなく、人文主義普遍君主とみる。野心的で虚栄心にあふれた君主だが、近世の有能な君主はそうであるほかない。一方で自らの学識をひけらかし、他方で聖書の欽定訳を刊行し、以後の英語圏における決定版とした（King James's Version; Authorised Version）。全ブリテン諸島をプロテスタント連合王国とし、北アメリカ植民地についても非国教徒を含むクリスチャン属州にするという野心／自負心をあらわにした国王を、17世紀のピューリタンたちは「絶対的専制君主」あるいは迫害者とみたのか？ そうだとしたらよほどの阿呆か時代錯誤人だろう。Pilgrim Fathers（これまた男権的表象！）が敬虔な人びとだったことに疑いはない。だが、イギリスで迫害されたから荒海をわたって新世界に信徒の共和国を建設するしかなかったというのは、1776年の独立宣言後に（むしろ19世紀のアメリカ・ナショナリズムの高まりとともに）ピューリタン建国を正当化するためにつくられた言説であり、再生産され続けた伝説である。

玉座のジェイムズ6世／1世と、舞台上立つ王子ハムレットは同時代人で、ともに父を失

い、元気な母への疑念を払拭できないインテリ、しかもデンマーク縁故だということは、このときの観衆にとって衆知の事実で、解説するのも野暮だった。もし400年後の研究者がそのことを忘れて作品『ハムレット』を論じているとしたら、文字どおり Words, words, words... と主役ハムレットに笑われてしまうだろう。

それにしても、シェイクスピアも英訳聖書も近世イギリスのローカルな産物でありながら、時代をこえて他の地域世界の人びとの心を動かし、忘れられない作品となった。英語国民はこうした何ものにも代えがたい資産を携行して拡大する世界へと進出してゆくのである。グローバルな公共財としての国語をもつかどうか、これは近現代の日英の決定的な差である。

## 註

- (1) 近藤和彦編『イギリス史研究入門』（山川出版社、2010）。
- (2) 坂井榮八郎『ドイツ史10講』（岩波新書、2003）p.229。
- (3) 近藤和彦『イギリス史10講』（岩波新書、2013）p.305。本文でただ（p.\*）と記す場合は『イギリス史10講』の該当ページをさす。さいわい本稿の校正までに第2刷（2014年2月）が刊行され、限定的ながら修正、加筆をほどこし、索引をすこし補正することもできたので、言及、引用する場合はこれによる。
- (4) 柴田三千雄『フランス史10講』（岩波新書、2006）。
- (5) 柴田三千雄の生涯と著作については、柴田三千雄（福井憲彦・近藤和彦編）『フランス革命はなぜおこったか』（山川出版社、2012）の巻末 pp.1-8；近藤和彦「柴田三千雄先生をしのぶ」『史学雑誌』120編7号（2011）。なお傍証となるが、本来柴田を論評する場ではないのに、多くの人が柴田の存在を問わず語りに語っているのが、社会運動史研究会をめぐる証言集、喜安朗ほか『歴史として、記憶として』（御茶の水書房、2013）である。
- (6) 近藤和彦『文明の表象 英国』（山川出版社、1998）第1章。なお、わたしの学問的環境については、近藤和彦『いまは昔——年譜・著作ノート』（2012）がある。
- (7) 『二宮宏之著作集』全5巻（岩波書店、2011）。
- (8) 近藤和彦編『長い18世紀のイギリス——その政治社会』（山川出版社、2002）の序章；同『歴史のヨーロッパの政治社会』（山川出版社、2008）のまえがき。
- (9) 正確には、本文+あとがきで306ページ、巻頭の8ページ、索引と奥付1丁を加えると合計320ページ（160丁）である。
- (10) こうした構成は、柴田三千雄、佐藤次高、近藤和彦、岸本美緒の編集執筆による高校世界史Aの教科書、『現代の世界史』（山川出版社、1993～）と基本的に共通する。文部省『高等学校学習指導要領』、文部省『高等学校学習指導要領解説』（実教出版、1989）、それを10年後に改訂した文部省『高等学校学習指導要領』、文部省『高等学校学習指導要領解説』（実教出版、1999）の地歴についてはわたしも関与した。
- (11) 柴田『フランス史10講』pp.69-71。
- (12) このセンテンスの引用は『フランス史10講』より、「」は原文表記のまま。
- (13) 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』（岩波書店、1983）。これは書名にも反映しているとおり、Wallersteinの「世界システム」論と『社会運動史』の「民衆の世界」論に影響されつつ、しかし両者を学問的に統合しようとする力わざであった。
- (14) 柴田『フランス史10講』pp.222-26。

- (15) ジョン・ルカーチ (村井章子訳、近藤和彦監修)『歴史学の将来』(みすず書房、2013) p. 6.
- (16) 英語では *legitimacy*. それなら「正統性」である、と1960年代の駒場では強く言われた。だが、以下でもみるとおり、糸筋が縦に繋がる (正統) というのは *legitimate* (正当、合法、正しい) であることの1つの要件でしかない。
- (17) 近藤和彦編『西洋世界の歴史』(山川出版社、1999)、とくに pp.82-86; なおまた千葉敏之「準えられる王」、近藤和彦編『歴史的ヨーロッパの政治社会』(山川出版社、2008) 所収、は「王を演者とする劇場空間」に現れる「国家性」を論じる。
- (18) Max Weber (世良晃志郎訳)『支配の諸類型』(創文社、1970) は支配の正当性をめぐってカリスマ的、伝統的、合法的の3類型を措定し、E. H. Kantorowicz (小林公訳)『王の2つの身体』(平凡社、1992) は死すべき肉体をもつ王個人と、法人=制度としての王を論じる。いずれもわたしの3要件とは異なるが、考えかたで示唆をうけた。
- (19) Weber (世良晃志郎訳)『支配の社会学』I・II (創文社、1960-62).
- (20) <http://saint-emilion-tourisme.com/fr/patrimoine-et-traditions.html> (Jurade)
- (21) cf. 熊野純彦『日本哲学小史』(中公新書、2009) p.26.
- (22) D. L Berg, *A Guide to the Oxford English Dictionary* (OUP, 1993). *OED* の最初の書名は第8講 (p. 219) にも示したとおり、*The New English Dictionary* であった。
- (23) 近藤和彦「イギリスにおけるルネサンス君主の称号——いがらたいら又げれほろたんとも申候——」研究代表者近藤和彦『西ヨーロッパにおけるルネサンス像の再検討』平成11~13年度科学研究費補助金・基盤 (B) 研究成果報告書 (2002), pp. 1-9.